

## Q & A ご質問と回答 (中小企業海外展開支援事業 普及・実証事業)

No	該当項目	Q	A	HP掲載日
本事業全般				
1	全体	P9には「選定結果通知予定日（2015年7月上旬）の時点で普及・実証事業を実施中の法人による提案」は本事業の対象外となる旨、記載があるが、P4のスケジュールには「選定結果通知（採択）2015年6月下旬を予定」とある。どちらが正しいか。	選定結果通知予定日は、正しくはP4に記載の2015年6月下旬ですので訂正します。なお、選定結果通知は諸事情により前後することもあり得ますのでその点ご了承ください。実際の選定結果通知日に普及・実証事業を実施中の法人の提案は採択対象外です。	2015年3月30日
2	全体	本事業の募集頻度はどの程度か。	募集頻度は確定していませんが、2013年度、2014年度と同様、2015年3月、9月の年2回の募集を予定しています。	2015年3月30日
3	全体	募集要項5. 本制度の対象外となる提案にて、「2つ以上のスキームに応募した場合」とあるが、これらスキームにはどれが含まれるのか。また、1月26日に公示された中小企業連携促進基礎調査はこれに含まれるのか。	「2つ以上のスキーム」とは、以下の5スキームです。 「基礎調査」「案件化調査」「普及・実証事業」「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」「民間技術普及促進事業」 1月26日公示の中小企業連携促進基礎調査はこれに含まれません。	2015年3月30日
4	全体	機材を複数の場所に配置することは可能か。	可能です。ただし、企画書で複数箇所に設置する必要性等についてご説明頂くと共に、採択後の契約交渉でJICAから複数設置の妥当性を確認・判断させて頂くこともあります。	2015年3月30日
5	全体	普及・実証事業の目的にもある「途上国の開発課題」とは、外務省やJICAなど日本側が特定する開発課題か、途上国の政策や開発計画等で掲げている課題を指すのか確認したい。	外務省の国別援助方針やJICAのHPに掲載の各国における取組、JICA年報等をご参照ください。	2015年3月30日
6	全体	援助方針が公開されていない国（例えばミャンマー）の場合、開発課題を把握する方法があれば教えてほしい。	国別援助方針が作成されていない国に関する開発課題に関しては、国際協力機構年報やこれまで同国で実施されたODA事業の報告書等をご参照ください。 なお、ミャンマーに関しては、在ミャンマー日本大使館のHPに掲載されている対ミャンマー経済協力方針 ( <a href="http://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/PDF%20file/1406163本柱(JAP).pdf">http://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/PDF%20file/1406163本柱(JAP).pdf</a> ) をご参照ください。	2015年3月30日
7	全体	マレーシア国サバ州ラハダトゥSilam海域での養殖事業を考えている。外務省渡航情報によると、当該地域は「渡航の延期をお勧めします」に指定されているが、提案可能か確認したい。	ラハダトゥ地区は現在JICAでも業務渡航が禁止されており、渡航延期勧告の指定が解除されるまで当地での本事業の事業実施は実質的に行えません。 外務省渡航情報 ( <a href="http://www.anzen.mofa.go.jp/">http://www.anzen.mofa.go.jp/</a> ) において、「渡航の延期をお勧めします」に指定されている地域では事業実施に制約のある地域もあり、事業が行えない場合、または行えなくなる場合もありますので、不明な場合はあらかじめお問い合わせください。	2015年3月30日

8	契約書	公示HP内の業務指示書の欄に掲載されている「その他様式2. 契約書（附属書Ⅰ～Ⅳ含む）（案）」における変更対照表（当該箇所のみ）』として、共通仕様書の読み替え規定があるが、一部が「普及促進」のガイドライン（例えば、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業業務実施ガイドライン」）に読み替える内容となっている。これは正しいか。	ご指摘の通り、「その他様式2. 契約書（附属書Ⅰ～Ⅳ含む）（案）」の記載の一部に誤りがありました。訂正いたしましたので、差し替えをお願いいたします。	2015年4月14日
<b>資格要件・提案要件</b>				
9	提案者	JICA競争参加資格、全省庁統一資格審査を有していない場合の申請期日はいつか。	4月8日です。	2015年3月30日
10	提案者	共同企業体として応募する場合、共同企業体として競争参加資格を取得する必要があるか。	不要です。 ただし、共同企業体を構成する全ての法人が個別に競争参加資格を有している必要があります。	2015年3月30日
11	提案者	現在、普及・実証事業を実施中だが、今回の公示に応募可能か。	選定結果通知日（6月下旬を予定）の時点で普及・実証事業を実施中（契約期間中）の法人による提案は対象外です。	2015年3月30日
12	全体	募集要項P8 5. (2)の同時応募の禁止要件は、外部人材にも適用されるのか。	当該禁止要件は、外部人材には適用されません。	2015年4月14日
<b>提出書類・企画書等</b>				
13	企画書	企画書の項目「地元経済・地域活性化」の「地元」「地域」とはどの程度の範囲を指すか。	特定の範囲はありません。審査委員には、日本政府の重点政策である地方創生、地域活性化の観点から審査するよう伝えているのみであり、企業の所在する県や市町村に限定する必要もありません。	2015年3月30日
14	企画書	様式4. 企画書 2. (1)において、「1台（1式）当たりの製造原価」を記載する箇所があるが、製造原価には組立・据付・製造等や試運転にかかる費用を含めた金額を記載すればよいか。	経理処理ガイドラインP12 エ)に記載のとおり、製造原価には資機材調達に加え、現地での組立て・据付・製造等や試運転の必要がある場合に必要な経費を原価に含めた価格を記載いただけますが、その妥当性については契約交渉で確認させていただきます。	2015年4月14日
15	企画書	様式4. 企画書 2. (1)において、「1台（1式）当たりの販売価格」の定義は何か。	企業が実際に提案製品を販売するときの予定価格です。	2015年4月14日
<b>事業内容（事業分野、事業実施機関・実施体制・人材配置等）</b>				
16	事業実施国政府関係機関	スリランカの場合、事業実施国政府関係機関以外の政府機関との調整手続きは、企画書応募時点で、どの程度実施されている必要があるのか。	本事業実施における直接の事業実施国政府関係機関に加えて、関係諸政府との手続きが必要になるということを、事前に事業実施国政府関係機関に説明していることが望まれます。	2015年3月30日

17	資機材	事業終了後の機材譲与について、特許等の扱いはどのようになるのか。	機材の特許権を事業実施国政府関係機関等のカウンターパートに移転することはありません。	2015年3月30日
18	業務従事者	業務主任者とチーフアドバイザーの役割及び責任の違いは何か？	業務主任者は普及・実証事業の統括を担い、提案法人（共同企業体にあつては代表法人）より必ず指定する必要があります。チーフアドバイザーは提案法人（代表法人）以外に所属する外部人材（大学教授やコンサルタント等を想定）より指定し、外部人材を取りまとめる役割を担いますが、指定は必須ではありません。	2015年3月30日
契約・支払関連				
19	支払	金融機関口座について、「前払」を受ける際は銀行による保証措置が必要とあるが、具体的にどのような手続きをすればよいか。	保証書発行にかかる具体的な手続きにつきましては、銀行、保証会社等にお問い合わせください。JICAに提出いただく資料は、前払保証書を発行する機関による保証書と印鑑証明書及び代表者事項証明書を添付ください。	2015年3月30日
経理関連（予算・見積り等）				
20	見積り	外部人材として特定のコンサルタント活用したいと考えているが、企画書提出時に相見積りの取得は必要か？	相見積りや選定経緯説明理由書等の提出は不要です。ただし、外部人材の選定は提案の一部であり、企画書にてご説明ください。	2015年3月30日
21	見積り	為替の変動等はどのように考えればいいのか？	為替の変動があっても、本事業の契約金額は変更されません。契約時点での為替レートでの契約額を上限に経費の請求が可能です。なお、精算レートは支払月のJICAが指定するレートとなります。	2015年3月30日
22	見積り	機材調達において1社のみで複数社の見積りが取得できない場合どのように対応すればよいか。	当機構との契約交渉に時に、複数社から見積りが取得できない理由についてご説明いたします。	2015年3月30日
23	見積り	「様式5. 見積金額内訳書及び明細」の書式に格付を入力すると、既に設定済の基準月額に基づき月額単価が自動で出力されるが、弊社の計画の単価と異なる場合は独自で基準月額を設定することは可能か。（例：所属分類C、格付7号、基準月額350,000円等）	基準月額を上限として、業務の内容・難易度、業務経験年数に応じ、任意の月額を設定可能です。但し、格付6号（業務経験年数2年以下）を下回る人材の活用は、原則として認められません。	2015年4月14日
24	見積り	募集要項別添資料3. のFAQのNo. 79にある、複数社見積りがとれない場合の理由書は、所定のフォーマットがあるのか？	所定のフォーマットはありません。複数社見積りがとれない理由、当該機材でなければならない理由、金額の妥当性等を明記願います。	2015年4月14日
25	計上可否	協議議事録署名にかかる費用は、事業費として計上できないのか？	当機構との契約締結日以前に発生する経費は、原則、提案企業にてご負担頂きますので、事業費として計上できません。	2015年3月30日

26	計上可否	機材は事業終了後に事業実施国政府関係機関に譲与するとのことだが、普及・実証事業終了のタイミングで機材が消耗していた場合等の費用の計上は必要なのか？	機材を譲与するタイミングで、正常稼働ができることが最低限の条件となります。事業実施にあたり必要な消耗品や部品の交換等が想定される場合は、予め機材費として計上できます。また、事業実施後に事業実施国政府関係機関が譲与された機材を継続して活用し維持管理するために必要となる事業実施国政府関係機関側の体制や予算措置等も考慮された提案が望まれます。	2015年3月30日
27	計上可否	技術支援や事業実施国政府関係機関との橋渡し役となる企業を外部人材または現地再委託とすることは可能か。	可能ですが、提案製品のメーカーや提案企業の子会社の人材を外部人材や再委託先とすることはできません。ローカルコンサルタント等が想定されますが、具体的な内容や計上可否については契約交渉時にご説明ください。	2015年3月30日
28	計上可否	機材据付のためにメーカーの人材が現地に派遣する経費は計上可能か。	外部人材として計上することは不可ですが、機材製造・購入費に労務費として計上することが可能ですので、契約交渉時にご説明ください。	2015年3月30日
29	計上可否	製造原価に人件費を含むことは可能か。	製造にかかった労務費の計上は可能ですが、人件費が必要な場合、その内容につき、契約交渉において製造原価計算書等に基づきご説明いただき、妥当性について判断させていただきます。また、一般に開発にかかった人件費・労務費の計上は認められません。	2015年3月30日
30	計上可否	事業で導入する装置の開発費、設計費、開発費の減価償却等は計上可能か。	契約交渉段階において、原価の根拠資料を提出いただいたうえで個別に判断いたします。ただし、本事業で一から機材を開発するための開発費用の計上は認められません。開発費の償却費用の計上は認められませんが、開発費・設計費の内、本事業で導入する製品の開発・設計の為に追加でかかった経費の計上を認められることがあります。	2015年4月14日
31	計上可否	経理処理ガイドラインのP7に、提案法人と実質的支配関係あるいは親子関係にある法人・団体に所属する人材や、本事業で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を「外部人材」として含めることはできない、との記述があるが、製品の一部を他のメーカー等から調達する場合も同様か。	程度に関わらず原則、本事業で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を外部人材として参画させることは認められません。	2015年4月14日
32	計上可否	提案製品の補助機材として、現地でのレンタル費用を計上することは可能か。	計上可能です。	2015年4月14日